

## 分取造林管理業務（第3期）委託仕様書

※ 分取造林管理業務の具体的な内容については、下記の項目を基本とし、技術提案の内容に基づき、契約候補者との協議を経て決定する。

### 1 森林整備等業務

保育間伐、利用間伐及び作業路補修を、下記及び別記3森林整備等業務特記仕様書に従い、適切に実施すること。

#### （1）事業量

年度毎に次の間伐量を確保するように提案すること。

各年度の事業量については、年度契約に定める。

年 度	2026	2027	2028	2029	2030	計
保育間伐（注1）	45ha	45ha	45ha	45ha	45ha	225ha
利用間伐（注2）	15ha	15ha	15ha	15ha	15ha	75ha
作業路補修	300m	300m	300m	300m	300m	1,500m

注1：保育間伐とは、木材搬出を伴わない間伐を指す。

注2：利用間伐とは、木材搬出を伴う間伐を指す。

#### （2）間伐実施林齢の目安

間伐の実施林齢の目安は次のとおりとする。

ただし、林分を確認した上で作業が必要と判断される場合は、これに随わらず実施するものとする。

区分	保育間伐	利用間伐
実施林齢	25～60年生	40～60年生

利用間伐は、採算が取れる契約地において積極的に実施すること。

伐採率は、保育間伐は本数率40%を標準とし、利用間伐は同33%を標準とするが、現地の成立本数及び法令基準に応じて適切な伐採率とすること。

#### （3）間伐材の運搬

2（4）で県が承認した販売方法に基づいて、販売場所まで運搬すること。

(4) 作業路補修

間伐材の運搬に支障のないように作業路を補修すること。

(5) 森林整備等業務進捗状況報告

森林整備等業務の毎月の進捗状況を様式1により翌月10日までに県に報告すること。

(6) 業務期間

毎年度、森林整備等業務は2月下旬を目途に業務を終了するよう努めること。

## 2 管理業務

(1) 森林経営計画の作成等

基本契約、年度契約、業務仕様書、分取造林契約等に基づき、森林整備に必要な森林経営計画書を作成し、認定を受けること。

なお、作成した森林経営計画書が認定を受けた場合は、その写しを県に提出するものとする。

また、当該計画に基づく森林整備等業務の実施体制等を構築し、適切かつ円滑に実施すること。

実施体制等の構築に当たっては、各種作業に係る資格を取得している者又は研修修了者等を優先的に配置するとともに地域の雇用創出にも努めること。

(2) 森林整備に係る調査等

森林整備等業務の実施及び補助金申請に必要な調査・測量・監督を行うこと。

なお、本業務委託とは別に実施される県の森林整備事業の計画地のうち、必要に応じて県が指示する契約地についても本調査の対象に含める。

(3) 森林整備事業地の調整

森林整備の実施に必要な関係諸法令等の手続その他各種調整を行うこと。

(4) 木材の販売方法の提案等

ア 販売方法の提案

利用間伐で生産する木材について、販売する市場、または市場以外に経済的

に最も有利と思われる販売方法を、様式2により県に提案すること。

イ 販売の準備

アで提案された販売方法について県が承認した後、販売方法に応じた準備を進めること。（販売は県が行う。）

ウ 生産数量の報告

間伐材の搬出に当たり、様式3により県に生産本数を報告すること。

（5）分収造林契約地の巡視・保全

巡視・保全は、以下のアからキの業務を実施すること。

ア 委託区域の巡視

全契約地について、5年間で1回以上巡視するものとし、各年度、計画的に実施すること。巡視の内容は次のとおりとする。

（ア）造林木の生育状況その他林況の確認

（イ）盜伐、誤伐、侵墾その他の加害行為被害の確認

（ウ）火災、鳥獣害、病虫害及び気象害その他の災害被害の確認並びに調査

（エ）不法投棄廃棄物等の確認

イ 境界保全

境界杭及び標識、標柱その他標識類の状況を確認し、必要に応じて簡易な修復を行うこと。

なお、境界杭の多数の欠損のため分収林の位置の特定が困難な場合は、県に報告し、指示を受けること。

ウ 支障木整理

隣接地への倒木や、通行の妨げになっている等、支障木及び危険木については、必要最低限の範囲で整理すること。

除去する場合は、今後の作業等に支障がない箇所に整理すること。

エ 森林作業道以外の既設道路の補修

分収造林地内の搬出路等の軽微な損傷（重機等の資機材が不要な程度）について、必要最低限の範囲で補修すること。

オ 森林被害等の報告

気象災害、誤伐、盜伐、火災その他加害行為により土地、立木及び付帯施設が滅失又はき損したときは、現地にて被害状況及び被害範囲の概要を調査し、写真及び位置図を添付のうえ、速やかに県に報告すること。

カ 土地所有者等との各種交渉等の補助

県が行う土地所有者等への各種交渉に対し、現場情報提供等の補助業務を行うこと。

キ 巡視等業務報告

ア及びイの業務については月毎に、ウからオの業務については、事象が発生した都度、実施した内容を様式4により報告すること。なお、緊急を要する内容については、随時報告すること。

報告に当たっては、林況（林冠、林内及び立木）及び各業務の実施状況が分かる写真の電子データを、契約地ごとに各1点以上添付すること。また、位置情報を一点測量するとともに、測量点や車の位置を記載した図面の写真（電子データ）を提出すること。

（6）補助金申請及び受領等

森林整備等の実施に伴い、愛知県補助金等交付規則（昭和55年3月愛知県規則第8号）及び森林造成等事業補助金交付要綱による補助金の交付申請等必要な手続きを行い、受領した補助金は本業務に要した経費にあてること。

（7）県との協議等

県との協議が必要な主な事項はアからエのとおりとする。

- ア 森林整備等業務における施業箇所、施業方法
- イ 管理業務における森林経営計画書の作成、木材の販売方法
- ウ 業務完了報告書に関する事前協議
- エ その他、県の同意を必要とする事項

（8）次年度の業務内容の調整及び契約

当年度における業務の進捗状況等を踏まえ、次年度の具体的な業務内容について県と調整すること。

調整した業務内容に基づき、次年度の契約を締結する。

3 業務完了報告書の提出

毎年度、業務完了報告書（様式5）を業務完了時に提出すること。

## 森林整備等業務特記仕様書

### 1 共通

- (1) 作業にあたっては、契約書及び造林補助事業関係要領を遵守して実施しなければならない。
- (2) 作業にあたっては、林内の標識、境界杭及び測量杭を破損または移動してはならない。また常に見易い状態にしておかなければならない。
- (3) 作業にあたっては、残存木を損傷しないように充分注意して行うものとする。また、有用な広葉樹の稚樹は残すよう努めるものとする。
- (4) 業務区域以外で隣接地等の土地の使用及び支障木が生ずる場合には、必要な手続きを行わなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、林務関係森林整備工事標準仕様書によるものとし、その他必要に応じて双方が協議して決定する。

### 2 保育間伐

- (1) 作業箇所の一部が急斜面、その他の理由により作業が危険である場合は、県の指示を受けるものとする。
- (2) 間伐木については、枝払い、玉切りをし、必要に応じて、杭打ち等による崩壊・流出防止対策を講じて整理し、他の作業や林内での歩行の支障にならないようにしておかなければならない。なお、この場合において急傾斜その他の理由により整理が特に危険である場合は、県の指示を受けるものとする。

### 3 利用間伐

- (1) 造材にあたっては、材質、市場価格、販売方法等を勘案し、最も有利な販売が可能となる採材を行うものとし、必要に応じて、県の指示を受けるものとする。
- (2) 複数の契約地を対象に利用間伐を実施する場合は、搬出する木材について契約者毎の識別が可能となるようにし、必要に応じて、県の指示を受けるものとする。

### 様式1 (1の(5)関係)

## 森林整備等業務進捗狀況報告

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

受託者 住所

代表者氏名

令和 年 月までの森林整備等の進捗状況について報告します。

様式2 (2の(4)ア関係)

間伐材販売提案書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

受託者 住所

代表者氏名

分収造林地より生産される間伐材の販売方法について下記のとおり実施することを  
提案します。

記

1 出材場所

2 販売材積見込み

スギ

ヒノキ

3 販売方法

4 販売先

5 採材方法

6 参考販売価格

様式3 (2の(4)ウ関係)

生産数量報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

受託者 住所

代表者氏名

生産数量を下記のとおり確定しました。

記

材長 樹種	3.0m材	4.0m材					計
スギ	本	本					本
ヒノキ	本	本					本
	本	本					本
	本	本					本
計	本	本					本

素材販売予定日： 年 月 日

生産地：

様式4（2の（6）キ関係）

巡視等業務報告書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

受託者 住所

代表者氏名

令和 年 月に実施した巡視等業務の実施内容について報告します。

記

実施日	業務区分	契約番号	位置情報	備 考

注1 業務区分は、次の①～⑤から選んで記入すること。

- ① 巡視、②境界保全、③支障木整理、④道路補修、⑤森林被害等の報告

注2 巡視の際には、位置情報を一点測量し記入する。また測量点や車の位置を記載した図面の写真（電子データ）を提出すること。

様式5（3関係）

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

受託者 住所

代表者氏名

令和 年度業務完了報告書

令和 年 月 日に契約した令和 年度分収造林管理業務委託について、別紙のとおり業務が完了したので報告します。

## 1 事業量

事業区分		面積、材積、延長	備考	
森林 整備 等 業 務	保育間伐	計画	箇所 ha	
		実績	箇所 ha	
	利用間伐	計画	箇所 ha m <sup>3</sup>	
		実績	箇所 ha m <sup>3</sup>	
	作業路補修	計画	m	
		実績	m	
間伐材の運搬		計画	m <sup>3</sup>	
		実績	m <sup>3</sup>	

注1 計画は契約書に記載されている事業計画量を記載すること。

## 2 添付資料

- ① 事業箇所一覧表
- ② 位置図(1/50,000程度)
- ③ 施業図(1/5,000程度)
- ④ 測量野帳
- ⑤ 再委託契約書(写)
- ⑥ 森林整備状況写真(着手前及び完了)
- ⑦ 森林経営計画認定・実行一覧表
- ⑧ 森林経営計画書(写)
- ⑨ 造林補助金交付申請書等

※①～④、⑥～⑧は紙資料の他、電子データでも提出すること